

## 1. 長期収容・仮放免・送還

番号	標題	年月日	発出者	概要	備考
1	(不明)	平成17年6月17日	法務省総務課難民認定室補佐官・審判課補佐官・警備課補佐官	難民認定手続が収容令書期限までに終わらない見込みの場合等に仮放免にすること	文書なし。平成18年1月10日付け事務連絡で言及
2	<u>難民認定申請をした在留資格未取得外国人で収容令書により収容中のものの退去強制手続等について（事務連絡）</u>	平成18年1月10日	法務省総務課難民認定室補佐官・審判課補佐官・警備課補佐官	平成17年6月17日付け事務連絡を踏まえての退令手続や仮放免の運用について	同年7月19日付け事務連絡で廃止
3	<u>難民認定申請をした在留資格未取得外国人で収容令書により収容中のものの退去強制手続等について（事務連絡）</u>	平成18年7月19日	法務省総務課難民認定室補佐官・審判課補佐官・警備課補佐官	退令手続や仮放免の運用について	
4	<u>入管法違反外国人の収容に係る注意点について（事務連絡）</u>	平成19年8月7日	法務省入国管理局警備課長	①人身取引の被害者の疑いがある者、②未成年者、③傷病者等通院・入院等の必要のある者、④幼児・自動を監護養育している者、⑤その他社会的に弱者とみなされる者について、収容を避けて在宅で退令手続をすすめること	
5	<u>収容令書による容疑者の身柄を拘束したが収容場に入所させることなく入国審査官へ引渡しを行う場合の措置について（事務連絡）</u>	平成21年3月30日	法務省入国管理局警備課補佐官	児童入所中の児童等の仮放免許可等の事務処理について	
6	<u>収容が長期化している被収容者の送還促進について（通知）</u>	平成22年3月11日	法務省入国管理局警備課長	収容期間が1年を超える被収容者の減少に努める。難民認定手続や訴訟が係属している又は在日公館が渡航文書の職権発給に難色を示す事案など、収容が長期化している事案について、仮放免の検討を行う。	
7	<u>退去強制令書により収容する者の仮放免に関する検証等について（通達）</u>	平成22年7月27日	法務省入国管理局長	一定期間（6か月）ごとに仮放免の必要性・相当性をレビューし、仮放免を弾力的に活用する	

8	<u>退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達）</u>	平成27年9月18日	法務省入国管理局長	平成22年7月27日通達の廃止。傷病者・訴訟の提起・係属、難民認定申請中、旅券取得困難など送還に支障のある事情を有するためには、送還の見込みが立たない者については、更なる仮放免の活用を図ること；被退令仮放免者の動静監視強化；退令発付後継続して1年（再収容の場合は再収容から1年）を超えて収容する必要がある被収容者について、その理由及び今後の措置方針を付して本省に報告すること	
9	<u>被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の徹底について（指示）</u>	平成28年9月28日	法務省入国管理局長	平成27年9月18日通達の運用の徹底	
10	<u>難民認定制度の濫用・誤用的な再申請者の帰国促進に係る措置の試行について（指示）</u>	平成29年3月1日	法務省入国管理局長	東京入国管理局において、有効な旅券を所持しており、訴訟提起の見込みがない濫用・誤用的な再申請者について、帰国促進策を試行的に実施すること	平成30年1月15日付け通知で廃止
11	<u>「難民認定制度の濫用・誤用的な再申請者の帰国促進に係る措置の試行について（指示）」の廃止について（通知）</u>	平成30年1月15日	法務省入国管理局長	更なる運用改正により実質的に帰国促進に係る措置に類する取扱いがされることになることから、平成29年3月1日付け指示を廃止	
12	<u>被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）</u>	平成30年2月28日	法務省入国管理局長	収容に耐え難い傷病者以外は送還の見込みがなくても収容を継続することなど	
13	<u>帰国意思を有する被退去強制者が帰国費用の一部を自ら負担する場合の措置について（通知）</u>	平成30年3月26日	法務省入国管理局長	帰国を希望する被退去強制者の所持金が帰国費用に満たない場合で、被退去強制者が自らの意思で所持金を帰国費用の一部として充当することに同意する場合には、その不足分だけを国費で負担すること	

14	<a href="#">東京入国管理局による「難民認定制度の適正な運用」のための取組、濫用・誤用的難民申請対策</a>	平成30年8月21日	東京入国管理局	濫用・誤用的難民申請抑制の推進	
15	<a href="#">送還忌避者縮減のための重要業績評価指標の作成について（通知）</a>	平成30年8月24日	法務省入国管理局警備課長		
16	<a href="#">平成31年度の送還忌避者縮減のための重要業績評価指標の作成について（事務連絡）</a>	平成31年3月29日	法務省入国管理局警備課法務専門官		添付物なし

## 2. 被収容者の処遇、健康・医療アクセス等

番号	標題	年月日	発出者	概要	備考
1	<a href="#">被収容者がハンストを行った場合の措置について（通達）</a>	昭和33年7月25日	法務省入国管理局長	被収容者がハンストを行った場合の対応	文書なし。平成13年11月2日付け通達で言及・廃止
2	<a href="#">拒食中の被収容者への対応について（通達）</a>	平成13年11月2日	法務省入国管理局長	被収容者がハンストを行った場合の対応に関する要領	
3	<a href="#">収容令書及び退去強制令書の適正な取扱いについて（指示）</a>	平成14年6月14日	法務省入国管理局長	不適正事案の発生防止	文書なし。平成19年10月23日付け指示で言及
4	<a href="#">被収容者の健康状態の管理について（通知）</a>	平成19年6月4日	法務省入国管理局警備課長	2007年2月の東京入管施設内でのガーナ人男性被収容者の病死事案を受けて、対応の確認	
5	<a href="#">収容令書及び退去強制令書の適正な取扱いについて（指示）</a>	平成19年10月23日	法務省入国管理局長	不適正事案の発生防止の再指示	
6	<a href="#">収容施設における警備処遇業務の在り方の再確認について（通知）</a>	平成20年1月17日	法務省入国管理局警備課長	被収容者の人命に係る事件における救急措置等の再確認	
7	<a href="#">被収容者の死亡事故の発生に伴う同種事案の再発防止の徹底について（通知）（事務連絡）</a>	平成21年4月23日	法務省入国管理局警備課警備指導官	2009年3月の東京入管施設内での中国人男性被収容者の縊死事故を受けて、自損事故の再発防止のための措置	
8	<a href="#">被収容者の死亡事故の再発防止に係る速やかな改善について（事務連絡）</a>	平成21年6月9日	法務省入国管理局警備課補佐官	同上	

9	<u>被収容者の確実な病状把握及び体調不良を訴える者への適切な対応について（事務連絡）</u>	平成21年7月2日	法務省入国管理局警備課補佐官	刑事施設で診療を受けさせずに死亡した事案をうけて、被収容者の健康管理、適切な医療体制の整備	
10	<u>被収容者の死亡事故に係る再発防止について（事務連絡）</u>	平成22年2月9日	法務省入国管理局警備課補佐官	2010年2月の東日本センター内でのブラジル人被収容者の縊死事故を受けての自損事故の再発防止	
11	<u>被収容者の自損事故の発生防止について（通知）</u>	平成22年3月10日	法務省入国管理局長	同上	
12	<u>被収容者の死亡事故の発生に伴う同種事案の再発防止の徹底について（通知）（事務連絡）</u>	平成22年5月11日	法務省入国管理局警備課長	2010年4月の東日本センター内での韓国人男性被収容者の縊死事故を受けて、自損事故の再発防止	
13	<u>被収容者の自損行為等に用いられる可能性が高い鏡等ガラス製品の排除等について（事務連絡）</u>	平成22年5月31日	法務省入国管理局警備課補佐官	自損事故の再発防止のための対応	
14	<u>収容施設における保安上の大規模事案への対応について（通達）</u>	平成22年12月15日	法務省入国管理局長	保安上の大規模事案の未然防止と発生した場合の対応	
15	<u>被収容者の縊首事案の発生に伴う同種事故の再発防止の徹底について（通知）（事務連絡）</u>	平成23年3月2日	法務省入国管理局警備課警備指導官	イラン人男性被収容者の縊首事故を受けて、自損事故の再発防止	
16	<u>収容施設の■■■■の確認・措置及び年末年始期間の厳格な警備処遇の実施について（事務連絡）</u>	平成23年12月27日	法務省入国管理局警備課	西日本センターでの集団帰室拒否を受けての検証	主な内容は不開示
17	<u>被収容者の適正な処遇に係る経費について（通知）</u>	平成28年8月31日	法務省入国管理局総務課長・警備課長		
18	<u>被収容者の診療に係る外部医療機関の選定について（通知）</u>	平成28年9月6日	法務省入国管理局総務課長・警備課長		
19	<u>被収容者の健康状態及び動静把握の徹底について（指示）</u>	平成30年3月5日	法務省入国管理局長		
20	<u>被収容者の外部病院連行における戒具の使用について（事務連絡）</u>	平成30年6月22日	法務省入国管理局警備課法務専門官		

## 3. 不法就労対策や治安維持に関する文書

番号	標題	年月日	発出者	概要	備考
1	<a href="#"><u>安全・安心な社会の実現のための取組について（通知）</u></a>	平成28年4月7日		水際における厳格な審査による不審な外国人の入国を阻止すること、増加傾向にある不法滞在者及び送還忌避者等の我が国社会に不安を与える外国人を大幅に縮減していくこと	
2	<a href="#"><u>資格外活動違反の疑いがある難民認定申請者に係る入管第62条通報の取扱いについて（事務連絡）</u></a>	平成30年1月31日	法務省入国管理局総務課難民認定室補佐官・入国在留課補佐官・審判課補佐官・警備課補佐官	資格外活動をする難民申請者の取締り	
3	<a href="#"><u>不法就労等外国人対策の推進について（通知）</u></a>	平成30年4月27日	法務省入国管理局警備課長	濫用・誤用的な難民申請者による就労、技能実習生の失踪後の就労、留学生による退学後の就労など、違反の態様が悪質化・巧妙化している	

## 4. 日弁連との合意に関する文書

番号	標題	年月日	発出者	概要	備考
1	合意書	平成22年9月9日	法務省入国管理局、日本弁護士連合会	入管の行政収容の諸問題についてより望ましい状況を実現するための方策等を協議する目的の協議会開催など	
2	<a href="#"><u>平成22年9月9日付け日本弁護士連合会との合意に基づく弁護士が身元保証人となる場合等における仮放免の取扱いについて（通知）</u></a>	平成22年11月10日	法務省入国管理局警備課長	弁護士が仮放免の保証人になる場合及び出頭の協力申出書を提出する場合、仮放免の積極事由として評価し、保証金の金額を必要最小限になるように配慮すること。	平成23年6月22日付け通知で変更
3	<a href="#"><u>平成22年9月9日付け日本弁護士連合会との合意に基づく被退去強制者の送還予定期の通知について（通達）</u></a>	平成22年12月9日	法務省入国管理局長	代理人等となっている又は仮放免保証人となる若しくは出頭の協力申出を表明している弁護士から送還予定期の通知の希望があった場合、概ね2か月前に通知する。	平成29年7月24日付け通知で変更

4	<a href="#"><u>平成22年9月9日付け日本弁護士連合会との合意に基づく被退去強制者の送還予定期の通知に関する留意事項について（通知）</u></a>	平成22年12月9日	法務省入国管理局警備課長	同上	平成23年6月22日更新
5	<a href="#"><u>平成22年9月9日付け日本弁護士連合会との合意に基づく弁護士が身元保証人となる場合等における仮放免の取扱いの変更について（通知）</u></a>	平成23年6月22日	法務省入国管理局警備課長	弁護士が身元保証人になることを仮放免許否判断の積極事由として評価すること等	平成30年3月7日付け通知で変更
6	<a href="#"><u>日本弁護士連合会との合意に基づく被退去強制者の送還予定期に係る通知希望申出書の新たな管理方法への移行作業の実施について（作業依頼）</u></a>	平成29年6月1日	法務省入国管理局警備課法務専門官	送還予定期の通知について、運用変更の予告	
7	<a href="#"><u>平成22年9月9日付け「日本弁護士連合会との合意に基づく被退去強制者の送還予定期に係る通知希望申出書の取扱いの一部変更について</u></a>	平成29年7月24日	法務省入国管理局警備課長	送還通知申出書に記載されている手続が6か月以内に実行されていない場合、申出書は失效されること	
8	<a href="#"><u>平成23年6月22日付け法務省管警第111号通知に係る運用の一部変更について（通知）</u></a>	平成30年3月7日	法務省入国管理局警備課長	旧通知の項目3に係る取扱いを変更の上、別紙2を廃止すること	

## 5. その他

番号	標題	年月日	発出者	概要	備考
1	<a href="#"><u>インドネシア人からの難民認定申請取下げに係る取扱いについて（事務連絡）</u></a>	平成30年3月20日	(不明)	(不明)	不開示
2	<a href="#"><u>■■■について（指示）（事務連絡）</u></a>	平成30年8月10日	東京入国管理局成田空港支局審査監理官	短期滞在入国後の難民認定申請が多い国に対する厳格審査指示文書の発出について	

3	<u>■■■■に係る航空会社への協力要請について（事務連絡）</u>	平成30年10月2日	法務省入国管理局総務課難民認定室補佐官・入国在留課補佐官・審判課補佐官	(不明)	不開示
4	<u>セカンダリ審査又は口頭審理において「短期滞在」の在留資格を決定して上陸許可を行うこととなったスリランカ人に対する取扱いについて（依頼）</u>	平成30年11月16日	東京入国管理局成田空港支局第一審判部門首席審査官		